

品質管理レビューの概要 平成27年度

Quality Control Committee

2016 OVERVIEW





本冊子『品質管理レビューの概要』では、『品質管理委員会年次報告書』を要約して記述しているため、詳細情報については、日本公認会計士協会のウェブサイトに掲載されている『品質管理委員会年次報告書（平成27年度）』をご参照ください。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/20160624nen.html

『品質管理委員会年次報告書』は、「報告の要旨」、「本文」、「資料編」及び「用語説明」から構成され、「資料編」では、基本的な制度説明及び本文に関する詳細情報を掲載するとともに、「用語説明」では、文中に使用されている品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所部会等に関連する用語を説明しています。



日本公認会計士協会
Japanese Institute of Certified Public Accountants

目次

トップメッセージ	2
品質管理レビュー制度	4
平成27年度の通常レビューの実施結果	9
平成27年度の通常レビューにおける改善勧告事項	11
改善勧告事項の分析	16
平成27年度の特別レビューの実施結果	18
上場会社監査事務所登録制度	20
今後の行動計画	22

トップメッセージ



我々公認会計士の使命は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することにあります。

これまで日本公認会計士協会（以下「当協会」といいます。）及び会員は、監査の品質の維持・向上に向けて不断の取組を行って参りました。しかしながら、昨今の会計不祥事の発生などを契機として改めて会計監査の信頼性が問われています。また、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」は、同懇談会提言「一会計監査の信頼性確保のために一」を公表しました。提言では、講ずるべき取組として、5つの柱に整理の上、具体的な施策が記載され、会計監査に関わる関係者が、施策の実現に取り組むことを求めています。

会計監査の信頼回復に努め、社会の期待や要請に応えるためには、監査の品質の維持・向上が不可欠であり、そのためには会員への規律の徹底、監査制度及び監査環境の一層の整備・充実、監査人の能力向上等に必要な施策に取り組んでいくことが重要であります。当協会としても、「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言を踏まえ、自主規制機能の強化の一環として、監査事務所に対する品質管理レビューの体制・方法の強化や不正事例に関する研修の義務化など必要な施策に、より一層取り組んで参ります。

当協会は、監査の品質の維持・向上を図るために品質管理レビュー制度を自主規制として運用しています。本冊子は平成27年度における品質管理レビューの概要についてまとめたものです。品質管理レビュー制度については、平成24年10月に外部の有識者を含めた「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」を設置し当該プロジェクトチームより提言を受け、その後継続的に制度の改善を実施しています。平成27年度においては、品質管理レビューの性格の「指導及び監督」への変更、品質管理レビュー制度内に設置された品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置制度、品質管理レビューの対象監査事務所と対象監査業務の拡大、機動的・臨時的な品質管理レビューの実施等について適用を開始しています。また、平成27年度は監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態が生じたことから特別レビューを実施いたしました。

当協会は、タグライン「Engage in the Public Interest 社会に貢献する公認会計士」を掲げ、様々な施策に取り組んで参りました。会計や監査という社会基盤を支える存在であることを十分認識し、社会の期待や要請に迅速に応えることを通じて経済社会の発展及び公共の利益に貢献できるように、自主規制団体としてその役割を果たすべく会員と一丸となって取り組んで参ります。

平成28年6月

日本公認会計士協会

会長

森 公高

品質管理委員会 関根委員長メッセージ

日本公認会計士協会は、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、平成11年度から自主規制として品質管理レビュー制度を運用し、平成19年度からは上場会社監査事務所登録制度を運用してきました。日本における監査の質的水準は、これらの制度により向上してきたと思いますが、昨今の会計不祥事の発生などにより改めて会計監査の信頼性が問われる厳しい状況にあり、監査の質的水準のより一層の向上に努めなければならぬと認識しております。

平成27年度の品質管理レビューから、品質管理レビューの対象監査業務の拡大や機動的・臨時的な品質管理レビューの実施等の制度改正の適用を開始しておりますが、品質管理レビューの実効性の向上のために、外部環境の変化に対応した制度の見直しを継続的に行って参ります。

本冊子が、品質管理レビュー制度の概要や活動状況をご理解いただくための一助となれば幸いです。



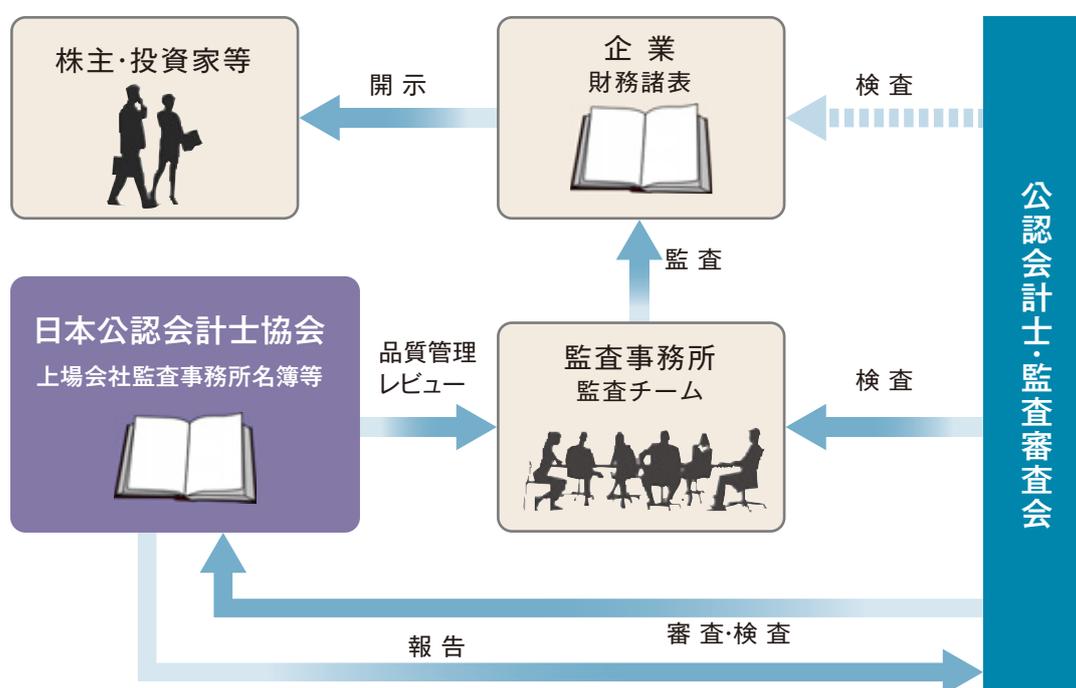
品質管理レビュー制度

品質管理レビュー制度の概要

日本公認会計士協会（以下「当協会」といいます。）は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」といいます。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を公認会計士法の下で自主規制として運用しています。

また、当協会は社会的影響のある上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度（20ページ参照）を運用しており、上場会社監査事務所名簿等を公開しています。

なお、当協会は、公認会計士法に基づき、金融庁の公認会計士・監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行っており、また、モニタリングを受けています。品質管理レビュー制度の関係者と当協会との関係は以下のとおりです。

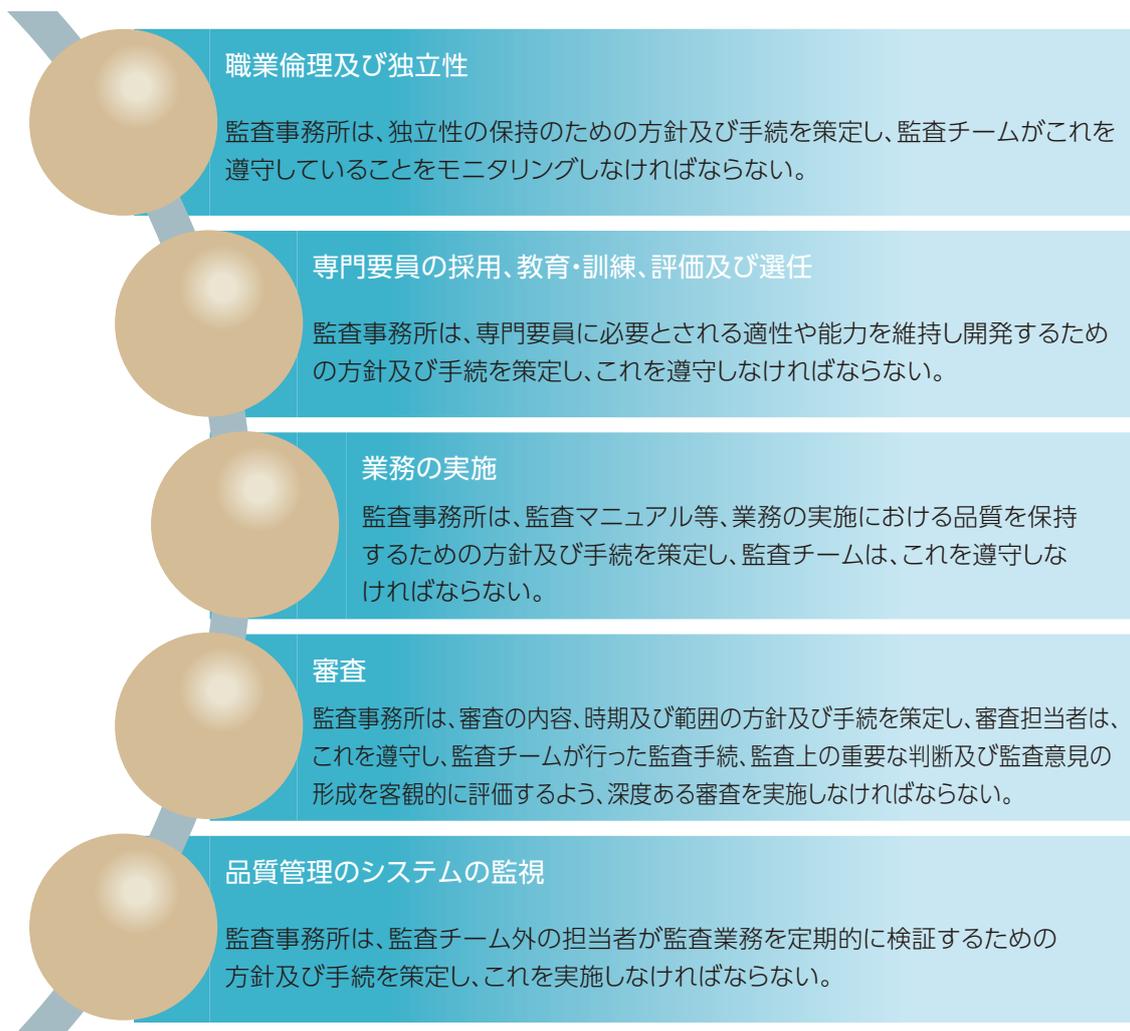


❗ 経営者（企業）は、適用される財務報告の枠組みに準拠して、適正な財務諸表を作成する責任を有しており、作成した財務諸表を株主・投資家等に開示します。監査人（監査事務所）は、経営者（企業）の作成した財務諸表を監査し、意見を表明する責任を有しています。

監査の品質管理とは

「監査業務」、すなわち、企業が財務諸表を適正に作成しているかどうか監査する業務は、監査責任者及び補助者（以下「専門要員」といいます。）で構成される監査チームが実施しますが、監査事務所は、監査チームが実施する全ての監査業務の品質を合理的に確保するとともに、監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成できるように、方針及び手続並びに遵守状況を監視する手続を整備し運用しなければなりません。このような監査事務所の活動を監査の「品質管理」といい、また、これらの方針及び手続を「品質管理のシステム」といいます。

品質管理のシステムには、例えば、以下のような方針及び手続があります。

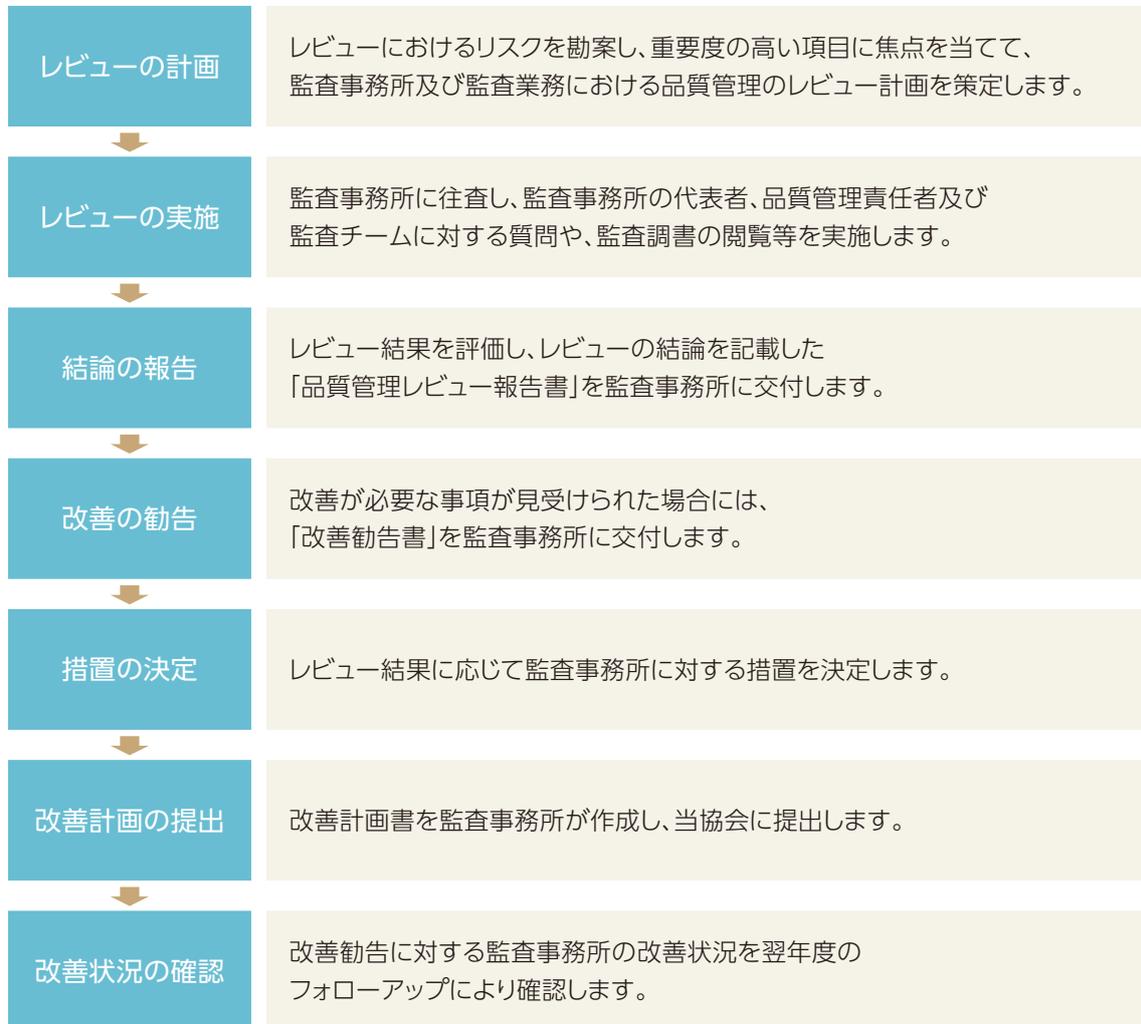


❗ 以下の「査閲」、「審査」、「定期的な検証」の三つが品質管理のシステムにおける重要な構成要素となります。

- 監査チーム内における監督の一部である、監査責任者等による監査調書の「査閲」
- 監査チーム外の審査担当者による「審査」
- 監査チーム外の担当者による監査業務の「定期的な検証」

品質管理レビューとは

監査事務所が行う監査の品質管理の状況を当協会が調査し、その結果を監査事務所に報告し、改善を求めることを「品質管理レビュー」といいます。品質管理レビューで行われる手続は、具体的には以下のとおりです。

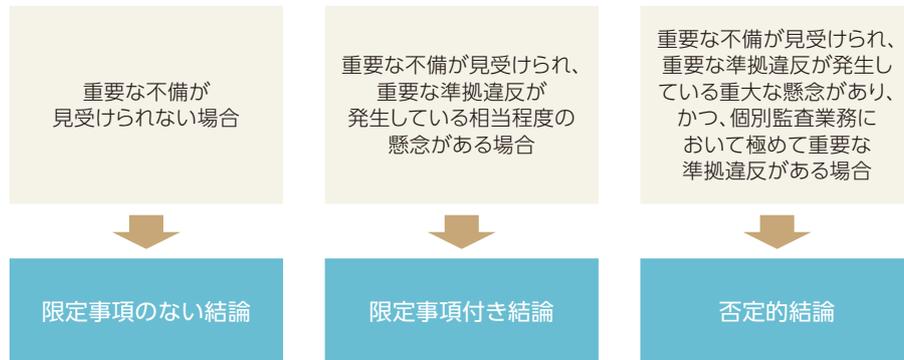


品質管理レビューには、通常レビューと特別レビューの二つの種類があります。

レビューの種類	レビューの目的	レビュー対象 監査事務所	実施の頻度	
通常 レビュー	監査事務所全体の 品質管理の状況	公認会計士法上の 大会社等及び一定規模 以上の信用金庫等を監 査している監査事務所	定期的	3年に1回 (大手監査法人は2年に1回) 【定期レビュー】
			機動的	定期レビューを補完する必要 があると判断される場合 【機動レビュー】
特別 レビュー	①特定の監査業務の 品質管理の状況 ②監査事務所の特定分野に 係る品質管理の状況	監査契約を 締結している 全ての監査事務所	臨時的	監査に対する社会的信頼を 損なうおそれがある事態に 陥った場合

通常レビューの結論

通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に応じて、以下のような結論を記載した「品質管理レビュー報告書」を監査事務所に交付します。



なお、主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されません（結論の不表明）。

通常レビューの結果に基づく措置

監査事務所に対して改善を促すため、通常レビューの結論及びその後の改善状況に応じて、「注意」、「嚴重注意」又は「監査業務からの辞退勧告」といった措置を決定します。これに加え、上場会社を監査する監査事務所の場合には、上場会社監査事務所登録制度（20ページ参照）に基づいて、「限定事項等の概要の名簿への開示」又は「名簿への登録の取消し」といった措置を決定します。例えば、×1年度に通常レビューを実施した結果、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が、×2年度以降、改善の勧告に対する是正措置を適切に実施しなかった場合、以下のとおり、「嚴重注意」又は「監査業務からの辞退勧告」といったより重い措置を決定し、さらに上場会社を監査する監査事務所の場合には、「限定事項等の概要の名簿への開示」又は「名簿への登録の取消し」といった措置を決定します。



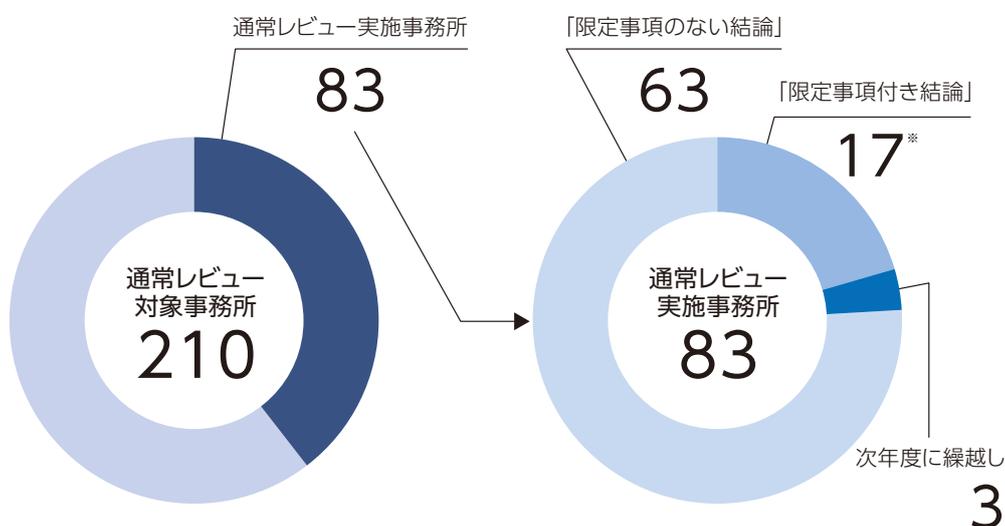
❗ 企業の監査役等が会計監査人（監査事務所）の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を把握するために、監査事務所は、品質管理レビューの結論及びその結果に基づく措置等の事項について企業の監査役等へ伝達することが必要とされています。

平成 27 年度の通常レビューの実施結果

通常レビューの結果

平成27年度は、通常レビュー対象監査事務所総数210事務所のうち、83事務所を対象として通常レビューを実施しました。平成27年度に品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所は83事務所でした（平成26年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が平成27年度に繰り越された3事務所を含みます）。

平成27年度の通常レビューの結論は、「限定事項のない結論」が63事務所、「限定事項付き結論」が20事務所となり、「否定的結論」及び「結論の不表明」はありませんでした。



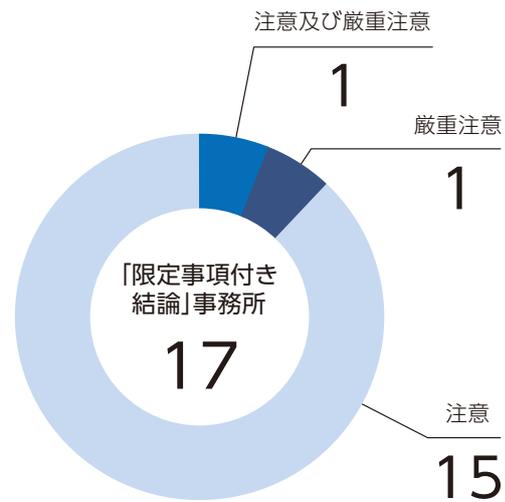
※ この他に、平成26年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が平成27年度に繰り越された3事務所に対して「限定事項付き結論」が表明され、平成27年度に「限定事項付き結論」が表明された事務所は、**合計20事務所**である。

❗ 「限定事項付き結論」は、あくまでも重要な準拠違反が発生している懸念があると認められた場合に表明される結論であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

通常レビューの結果に基づく措置の決定

平成27年度に「限定事項付き結論」が表明された監査事務所に対して決定した措置は、「注意」が15事務所、「嚴重注意」が1事務所、「注意」及び「嚴重注意」が1事務所であり、「監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告」はありませんでした。

また、「嚴重注意」を受けた事務所のうち、上場会社監査事務所名簿に登録されている1事務所に対して、「限定事項等の概要の名簿への開示」の措置を決定しました。

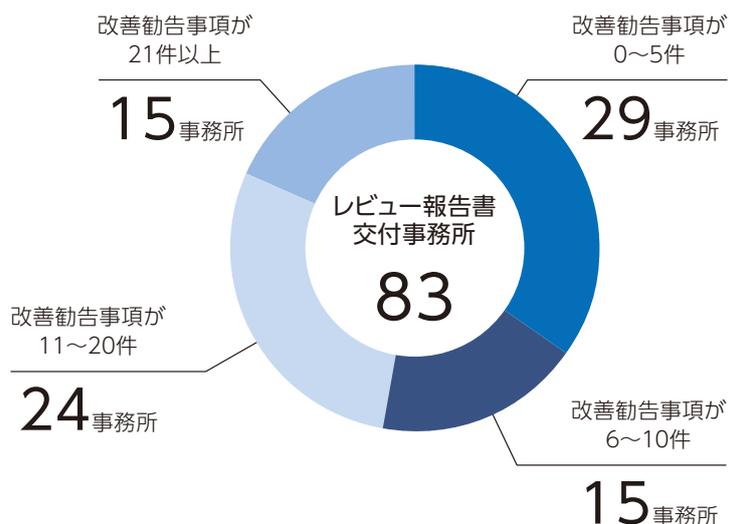


平成 27 年度の通常レビューにおける改善勧告事項

改善勧告事項の概要

品質管理レビューにより改善が必要と認められる事項（改善勧告事項）が発見された監査事務所に対しては改善勧告書により改善勧告が行われ、当該監査事務所には改善状況の報告が求められます。改善勧告書は、品質管理のシステムの有効性に関する個別的で詳細な情報を記載したものであり、品質管理レビュー報告書において品質管理のシステムの有効性について「限定事項のない結論」が表明された場合であっても、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある改善勧告事項があれば作成されます。

平成27年度の通常レビューにおける改善勧告事項の総数は1,103件であり、1事務所当たりの平均件数は13.3件でした。監査事務所ごとの改善勧告事項の件数の状況（割合）は以下のとおりです。



改善勧告事項は、大別すると、監査人が個々の監査業務において適用する品質管理の手続の運用状況である「監査業務における品質管理」に関するものと、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況である「監査事務所における品質管理」に関するものに分けられます。以下、それぞれに関する改善勧告事項の内容について具体的に説明します。

❗ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項であり、品質管理レビューの結論を限定する原因となる事項もありますが、その多くは、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。

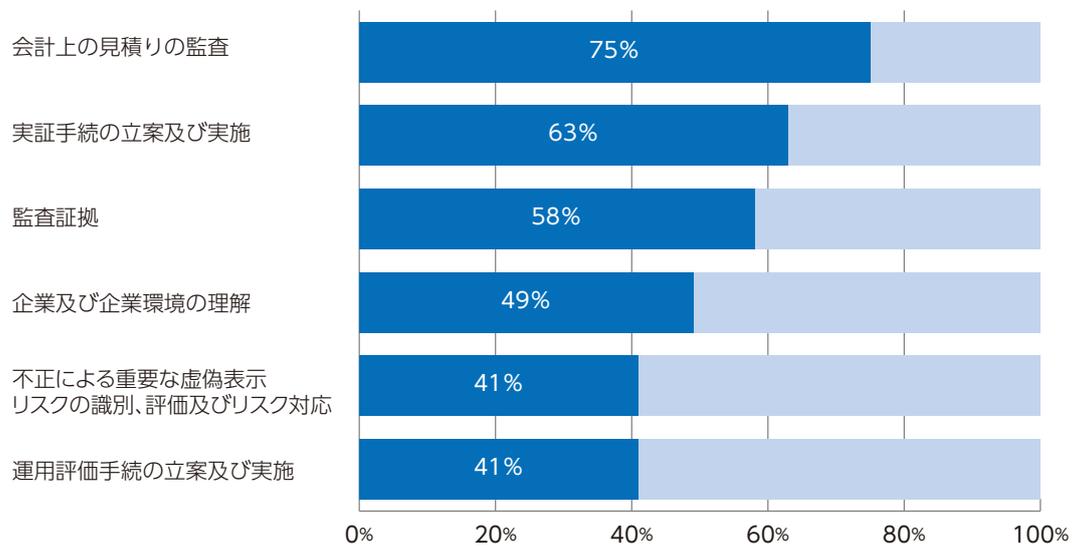
監査業務における品質管理

監査業務における品質管理に関しては、平成27年度は、監査業務を216業務選定し、通常レビューを実施した結果、改善勧告事項数は982件でした。また、1監査業務当たりの平均件数は4.5件でした。

以下は、監査業務における品質管理に関連する項目のうち、平成27年度に改善勧告を受けた監査事務所の割合が高い項目を並べたものです。

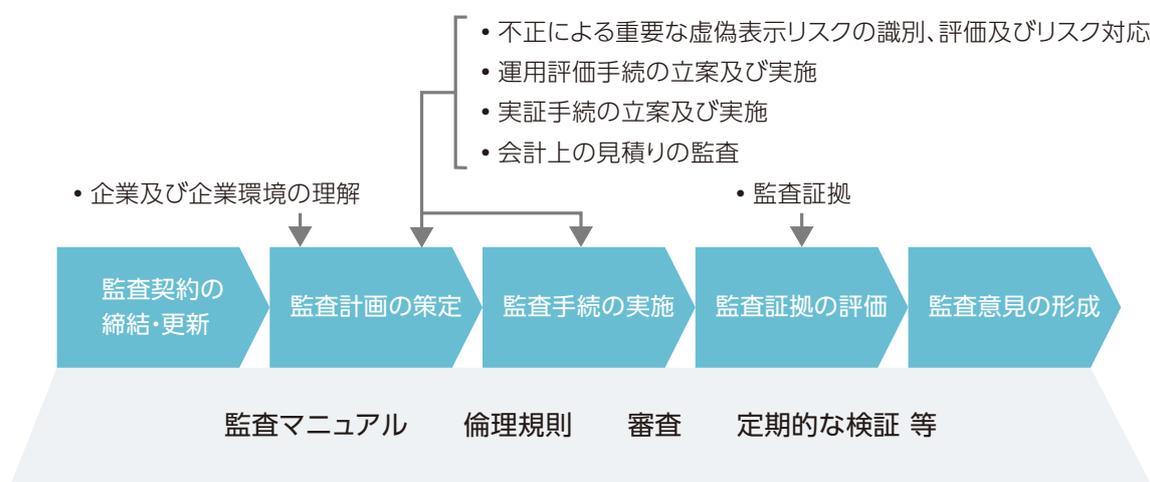
1監査業務
当たりの
改善勧告事項数の
平均
4.5

改善勧告を受けた監査事務所の項目別割合



<p>会計上の 見積りの監査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 貸倒引当金や工事進行基準に基づいて計上される売上高など、金額を見積もる勘定残高については、見積もる際に経営者(企業)が使用した基礎データ(例えば、貸倒実績率や工事進捗度)が金額に大きな影響を与えますが、このような経営者(企業)の使用した基礎データを監査人が十分に検討していない事例が多く見受けられます。
<p>実証手続の 立案及び実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 監査人は、不正又は誤謬による財務諸表上の重要な虚偽表示を看過しないように手続を立案する必要がありますが、重要な勘定残高について、一定金額以上の項目を裏付資料と突合する手続を立案するだけで、一定金額未満の項目を合計すると重要な金額になることを考慮していない事例や、前期と比較して勘定残高が大きく増減した理由を質問するだけで、手続が不足している事例が多く見受けられます。
<p>監査証拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 監査人は、例えば、棚卸資産が適切に評価されていることを確かめるため、経営者(企業)が作成した裏付資料を入手しますが、このような裏付資料(例えば、滞留在庫リスト)に含まれている情報(データ)が正確かどうか、又は漏れが無いかどうかを十分に確かめていない事例が多く見受けられます。
<p>企業及び 企業環境の理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 監査人は、監査手続を立案するため、財務諸表全体又は勘定残高ごとに、不正又は誤謬による財務諸表上の重要な虚偽表示が生じる可能性が高いかどうかを評価しますが、不正が行われた事実(又は疑い)の有無や不正が申立てられた事実の有無を監査役等に質問していない事例や、財務諸表の作成に関連する情報システムの概要を理解していない事例が多く見受けられます。

監査業務の流れと改善勧告事項の対応関係



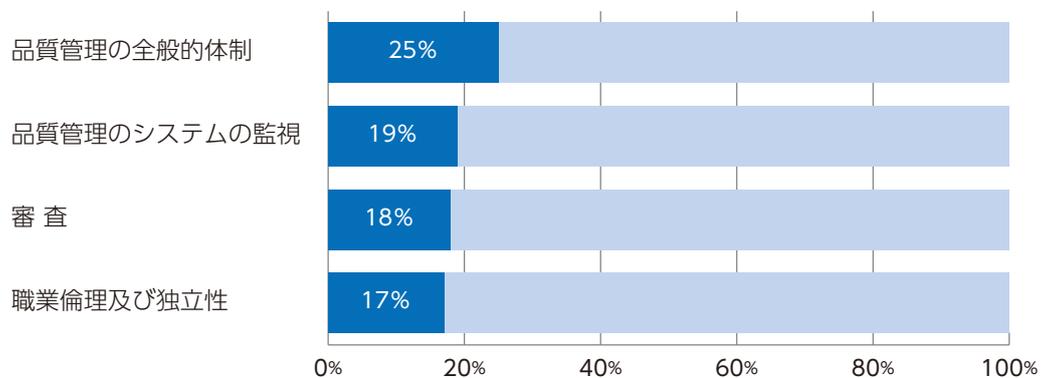
監査事務所における品質管理

監査事務所における品質管理に関しては、平成27年度は、品質管理レビュー報告書を交付した83事務所のうち、46事務所において121件の改善勧告事項があり、1事務所当たりの改善勧告事項数の平均は1.5件でした。

以下は、監査事務所における品質管理に関連する項目のうち、平成27年度に改善勧告を受けた監査事務所の割合が高い項目を並べたものです。

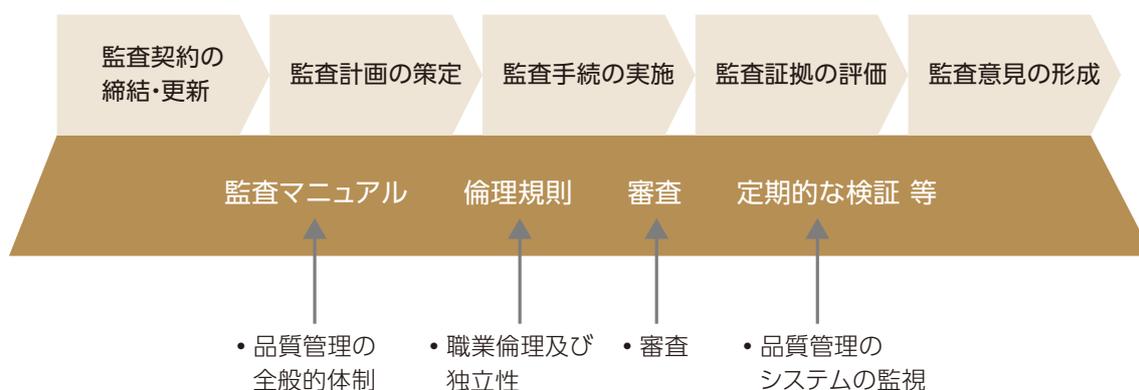
1事務所当たりの
改善勧告事項数
の平均
1.5

改善勧告を受けた監査事務所の項目別割合



<p>品質管理の 全般的体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 監査の基準によって要求されている事項を監査事務所の品質管理責任者が十分に理解していないため、監査役等とコミュニケーションを行う際に利用する様式に、監査の基準でコミュニケーションが要求されている事項が網羅されていない事例や、重要性の基準値の設定に関する監査マニュアルが改正後の監査の基準に準拠していない事例が多く見受けられます。
<p>品質管理の システムの 監視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 知識、経験及び能力等を有する定期的な検証の担当者が監査事務所に不足しているため、多くの監査業務で同じような手続の不備があるにもかかわらず、定期的な検証でこれを指摘できずに看過している事例や、監査業務における不正リスクへの対応状況を確認していない事例が多く見受けられます。
<p>審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 前回の品質管理レビューの改善勧告事項と同様の発見事項が見受けられるほか、特別な検討を必要とするリスクに対応する手続に関する発見事項が複数見受けられ、審査担当者が重要な事項に関する監査手続の不備を看過している事例や、審査担当者を選任する際に、審査担当者に求められる十分かつ適切な知識、経験等の資格を有しているかどうか検討していない事例が多く見受けられます。
<p>職業倫理 及び 独立性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 監査責任者が信用金庫の監査業務に7会計期間を超えて長期的に関与している場合に、独立性の阻害要因を除去するための措置を実施していない事例や、監査対象会社に対して非監査証明業務（例えば、記帳代行業務）を提供する場合に、当該業務が公認会計士法等に定められている同時提供禁止業務に該当しないかどうかを契約締結前に確認していない事例が見受けられます。

監査業務の流れと改善勧告事項の対応関係



改善勧告事項の分析

ここでは、改善勧告事項の分析のうち、特に重要な事項である限定事項付き結論となった原因について焦点を当てて検討するとともに、会員全体の品質管理の改善・向上に資するため、レビューの結論における限定事項の有無にかかわらず、改善勧告事項が生じた原因への対策を検討しています。

限定事項付き結論となった主な原因

通常レビューを実施した結果、重要な不備が見受けられた場合に「限定事項付き結論」が表明されますが、「限定事項付き結論」となった監査事務所の改善勧告事項を分析した結果、「限定事項付き結論」となった主な原因は、以下のようなものが挙げられます。

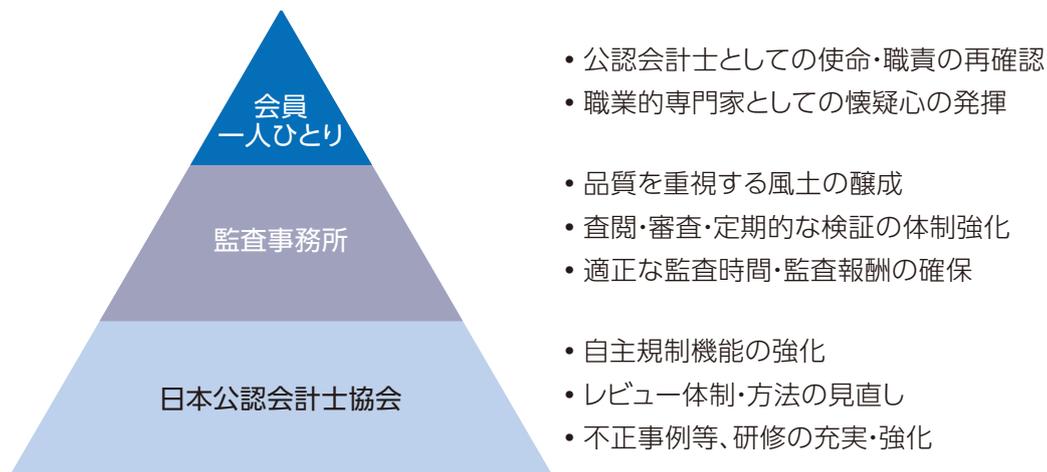
品質管理の軽視	◆ 監査業務の品質を重視する風土が監査事務所内に醸成されておらず、品質管理に関する周知徹底が不十分である。等
組織的な取組不足	◆ 深度ある査閲、審査及び定期的な検証が組織的に徹底されていない。等
職業的専門家としての懐疑心の発揮の不足	◆ 不正又は誤謬により財務諸表上の重要な虚偽表示が生じる可能性を十分に検討していない。等

上記に挙げられた原因について、さらになぜそれらが生ずるのかについて考察した結果、根本的な原因として以下のような事項が挙げられます。

財務的理由を優先する姿勢	◆ 人的資源の効率的利用を過度に重視し、専門要員に対して知識・能力向上の機会を提供する必要性を軽視してしまう。
他人事と考える態度	◆ 会計不祥事や改善勧告は、他の監査業務や監査事務所で起きたことであり、自らの監査業務や監査事務所とは関係がないと考えてしまう。

改善勧告事項が生じた原因への対策

レビューの結論を限定する原因となった主な改善勧告事項はもちろんのこと、限定するに至らない改善勧告事項であっても、根本的な原因は本質的に同様であると考えられます。これらの原因に対処するためには、会員は監査及び会計の専門家として、一人ひとりが、原点に立ち戻り、その使命及び職責を自覚し、職業的専門家としての懐疑心の保持・発揮、品質管理への意識の向上を含め、真摯に監査業務に取り組むことが必要です。また、監査事務所は、監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成する必要があり、専門要員に対する研修や指導の強化、監査調書の査閲及び審査並びに定期的な検証に係る体制の強化等によって、適切な監査に必要な知識と技術及び品質管理に対する意識の向上、組織的な監査の実践を図る必要があります。監査対象会社の理解を求め、監査手続実施に必要な適正な監査時間に見合う報酬交渉を行うことも重要です。さらに、当協会は、一人ひとりの会員、監査事務所のこうした取組を支援し、自主規制機能を強化するべく、不正事例に関する研修の義務化等の品質管理の向上に向けた研修の充実・強化策を講ずるとともに、監査事務所に対する品質管理レビューの体制・方法を見直していきます。



平成 27 年度の特別レビューの実施結果

昨今の度重なる会計不祥事は、監査の信頼を揺るがすものであり、監査人は職業的専門家として真摯に監査業務に取り組む必要があるとの認識の下、監査の信頼回復のため、当協会は、平成28年1月に会長通牒「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応～不正による重要な虚偽表示を見逃さないために～」（以下「会長通牒等」といいます。）を発出しました。

監査事務所が、会長通牒等の趣旨を十分に理解し、適切に監査業務を実施する体制（監査実施体制）を整備していることを平成28年3月期の監査終了前に確認し、必要に応じて指導を行うことを目的として、以下の監査事務所の監査実施体制を対象に、特別レビューを平成28年2月から3月まで緊急に実施しました。

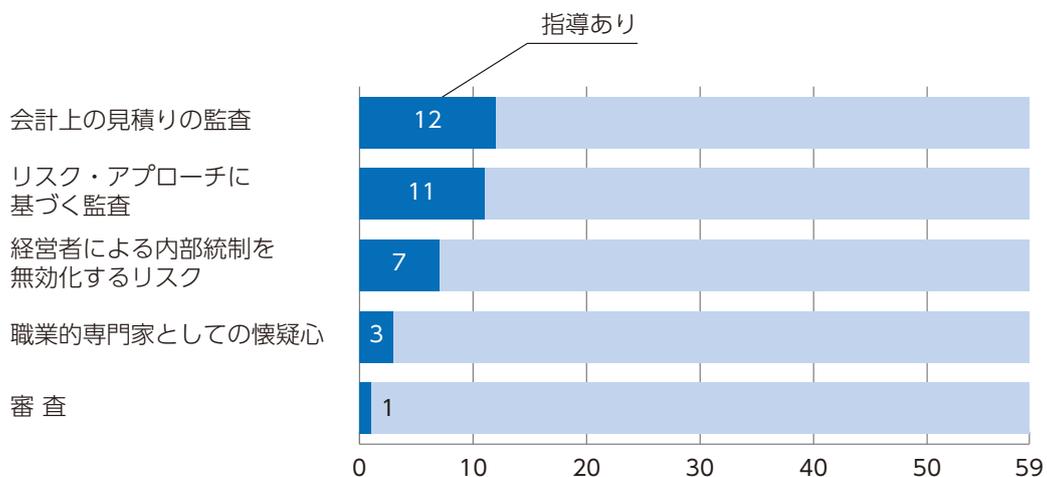
- ① 上場会社監査事務所名簿等に登録されている全156監査事務所の監査実施体制
- ② 上位11監査事務所による個別企業の59監査業務に応じた監査実施体制

平成28年3月期の監査実施体制には、改善が必要と認められる改善勧告事項はありませんでした。

なお、改善勧告事項はなかったものの、特別レビューを厳正に実施した過程において、平成28年3月期の監査終了までに監査事務所が適切に対応するよう指導した事項は以下のとおりです。

- ① 156監査事務所の監査実施体制を調査した結果、2事務所に対して、「専門要員に対する指示」、「審査」について指導しました。
- ② 上位11監査事務所による個別企業の59監査業務を調査した結果、9事務所の15監査業務に対して、会長通牒の以下の項目について指導しました。

項目別の指導した監査業務数



※複数の項目について指導した事項があった監査業務が認められました。

本特別レビューは、平成28年3月期の監査終了までに監査事務所が整備すべき監査実施体制を緊急かつ重点的に総点検したものであり、指導した事項については、各監査事務所において対応していくことはもちろんのこと、平成28年度の品質管理レビューにおいて、対応状況を確認していきます。

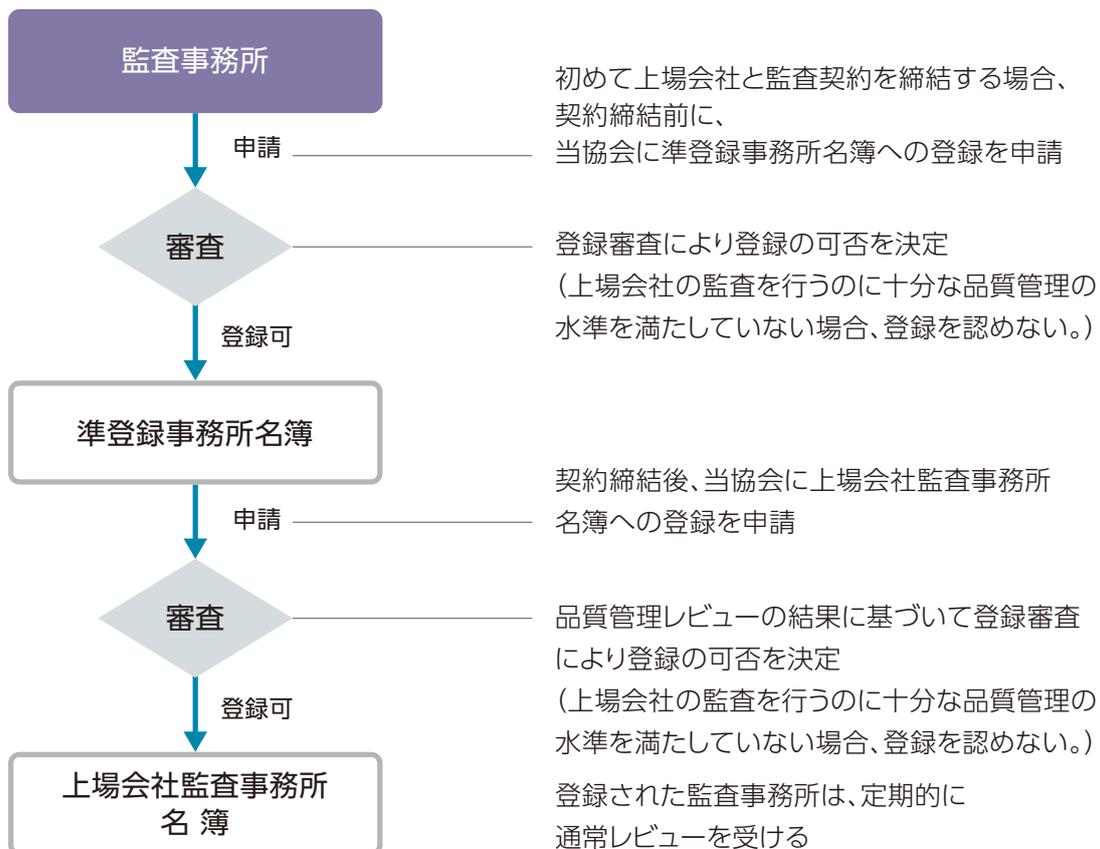
ⓘ 会長通牒は、監査人に対して、監査は公共の利益のために行われている点、すなわち、株主・投資家等、財務諸表及び監査報告書の利用者のために行われている点を踏まえ、会計不祥事が繰り返されることのないよう、職業的専門家としての懐疑心をもって監査を実施しているかを厳しく自問するよう求めています。

上場会社監査事務所登録制度

上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、社会的影響のある上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度を運用しています。

上場会社監査事務所名簿への登録までの主な流れは以下のとおりです。



これらの名簿は当協会ウェブサイト上で公開されており、どなたでも閲覧可能となっています。

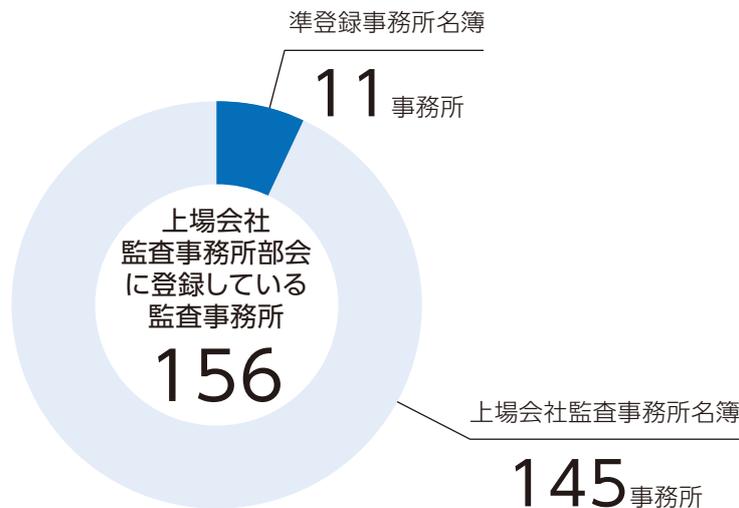
<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

上場会社監査事務所名簿で開示している主な情報

- ◆ 監査事務所の概要(事務所所在地、社員数、沿革等)
- ◆ 上場会社監査事務所名簿等への登録に係る誓約書
- ◆ 監査事務所の品質管理のシステムの概要
- ◆ 品質管理レビューの実施状況(直近に実施した通常レビュー、フォローアップ・レビュー及び再フォローアップ・レビューの最近3年間の状況)
- ◆ 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要
- ◆ 懲戒等(監査事務所が、行政による懲戒処分、公認会計士・監査審査会からの勧告、協会会則上の懲戒処分を受けた場合、一定期間、その旨を開示)

上場会社監査事務所名簿等における登録状況

平成28年5月18日現在、上場会社監査事務所部会における登録事務所数の合計は156事務所です。このうち、上場会社監査事務所名簿に登録された上場会社監査事務所は145事務所であり、準登録事務所名簿に登録された監査事務所は11事務所です。



❗ 現在、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての監査人は上場会社監査事務所名簿へ登録された監査事務所、又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所のうち品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならず、既存の上場会社については上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でない限り、とされています。

今後の行動計画

昨今の度重なる会計不祥事を受けて、平成28年1月に会長通牒等が、また、平成28年3月に金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」より提言「会計監査の信頼性確保のために」が公表されるなど、監査に対する信頼が問われている状況にあり、当協会は、会計監査の信頼回復に向けて、以下の対応を行っていきます。

品質管理レビュー制度の強化

- ◆ 過去の不正事例を踏まえて、経営者による不正リスクへの監査チームの対応状況及び審査の十分性について重点的にレビューします。
- ◆ 個別業務の選定や大規模な監査対象会社への対応等、大手監査法人に対するレビューの強化を図ります。
- ◆ 情報収集の態勢の強化による個別業務の継続的なリスク評価を実施し、また、レビューアーの増員を行います。

金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言への対応

- ◆ 懇談会提言の実現に向けて、当協会として実行可能な施策は速やかに実施し、また、今後の課題への取組について検討を行います。
- ◆ 継続的専門研修制度において不正事例研究に該当する研修の履修を義務化しました。
- ◆ 品質管理レビューにおいて、監査事務所における不正対応への取組や、監査チームによる監査役会等の独立性・実効性の確保の検討状況等を確認します。
- ◆ 「品質管理委員会年次報告書」の改善を含む品質管理レビューの成果の公表や、公認会計士・監査審査会の検査との適切な役割分担について、検討を進めます。

「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」による検討

- ◆ 平成27年12月に当協会の自主規制機能の中核をなす品質管理制度を研究する「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」を設置しました。
- ◆ 当研究会は、品質管理を中心とした自主規制の在り方に係る課題や品質管理レビューの開示拡充について検討を行い、その検討結果をもとに具体的な作業を進めます。

上場会社監査事務所登録制度の確実な運用

- ◆ 平成27年7月の定期総会における上場会社監査事務所登録制度の改正に関し、引き続き確実な運用を図ります。
- ◆ 上場会社監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、態勢を有していることが担保されているか厳格に審査します。

監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用に関する対応状況の確認

- ◆ 監査事務所と意見交換する機会を増やすことにより、監査事務所の一層の品質管理の向上に努めます。
- ◆ 会長通牒等や懇談会提言への対応状況の確認にあたり、監査事務所に不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施します。

品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会は、品質管理委員会によって運営されています。また、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の運営が適切に行われているかどうかについて、品質管理審議会による検討、評価が行われています。

品質管理審議会



審議会長
増田宏一
日本公認会計士協会 元会長



審議会長代理
山岸良太
日本弁護士連合会 元副会長



外部委員
土本清幸
株式会社東京証券取引所
取締役 専務執行役員



外部委員
鳥羽至英
早稲田大学商学部教授



外部委員
広瀬雅行
公益社団法人日本監査役協会 会長



外部委員
山本謙三
株式会社NTTデータ経営研究所
取締役会長



委員
椿 慎美
日本公認会計士協会
元常務理事

品質管理委員会



委員長

関根愛子

日本公認会計士協会 副会長



外部委員

唐津恵一

東京大学大学院法学政治学研究科
ビジネスロー・比較法政研究センター教授



外部委員

丸島俊介

弁護士



外部委員

青 克美

株式会社東京証券取引所 執行役員
上場部長



委員

奥山弘幸

日本公認会計士協会 常務理事



委員

中川隆之

日本公認会計士協会 常務理事



委員

北方宏樹

日本公認会計士協会 常務理事



委員

柴 毅

日本公認会計士協会 常務理事



委員

染葉真史

日本公認会計士協会 常務理事



委員

北澄和也

日本公認会計士協会 理事



委員

渡邊芳樹

日本公認会計士協会 理事

※外部委員とは、会員外の有識者をいいます。
(平成28年5月18日現在)





日本公認会計士協会